

実務に役立つ暴力団排除条例 (企業の対応と重点対策)

平成23年4月、神奈川県暴力団排除条例が施行されました。条例では、事業者の責務として、暴力団の活動を助長等することとなる取引を防止するための必要な措置や県が実施する暴力団排除施策への協力が求められています。仮に、暴力団排除条例に違反した場合、「企業は暴力団と共同して、犯罪を犯す者」という評価を受け、社会的信用は失墜し、結果、借入金の一括返済や受注減による大幅な売り上げの減少などの事態が生じるなど、企業の倒産を余儀なくされる結果となりかねません。

今回、暴力団との取引を防止するための必要な対処等について学んでいただくことを目的に、利益供与となる違反事例の紹介をしながら、暴力団排除条例への理解を深めていただきます。この機会に是非ご参加ください！

■日時 2月27日(水)

14時00分～16時00分 受付13時30分～

■場所 相模原市立産業会館 3階 大研修室
(相模原市中央区中央3-12-1)

■内容

- ・暴力団犯罪の現状と対策
- ・事業者にも努力すべきことが要求される事項
- ・暴力団排除条例に違反した場合の取扱い ほか

■講師

木村 峻郎 氏
(アイランド新宿法律事務所 代表弁護士)

■参加費 無料 ■定員 120名

■申込方法

下記申込書に必要事項をご記入の上、
2月22日(金)までにFAXでお申込ください。

■主催 相模原商工会議所建設業部会

■問合せ先 相模原商工会議所 産業振興課

TEL : 042-753-8136 FAX : 042-753-7637

次のような事例を紹介しながら解説します。

会社が暴力団ないしその関係者に「利益供与をする」ことが禁止されているが、次の事例は、利益供与に該当するか否か。

A…暴力団が経営する会社 B…暴力団員

1. 会社がA会社から依頼され、その建物が暴力団事務所として使用されているものであることを知りながら内装工事を行った場合。
2. 会社が、暴力団員Bが経営する会社であることを知りながら、観葉植物のレンタルサービスを受け、その料金の支払いをした場合。
3. 上記2において、会社は「Bが暴力団員であることを知らない」時は、刑罰は科せられない。
4. 暴力団員風の者から雑誌の購入を迫られ購入してしまった場合。

「実務に役立つ暴力団排除条例 企業の対応と重点対策」参加申込書

事業所名 : _____

参加者名 1 : _____

所在地 : _____

参加者名 2 : _____

T E L : _____

F A X : _____